

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一
部を改正する法律案 新旧対照表

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第四条の二 第二条、第三条、前条第一項又は次条の規定により歳費を受ける場合であつて、月の初日から受けるとき以外のとき又は月の末日まで受けるときは、その歳費の額は、その月の現月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。

第五条 衆議院が解散されたときは、衆議院の議長、副議長及び議員は、解散された日までの歳費を受ける。

第九条 各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交通滞在費として月額百万円を受ける。

2 前項の文書通信交通滞在費（以下単に「文書通信交通滞在費」という。）については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

3 各議院の議長、副議長及び議員は、毎年一回、両議院の議長が協議して定めるところにより、その年において支給を受けた文書通信交通滞在費の金額及びこれを充てた支出に関する事項を記載した報告書（次項において「収支報告書」という。）を、当該支出に係る領収書の写しを添付して、その属する議院の議長に提出しな

第四条の二 第二条、第三条又は前条第一項の規定により歳費を受ける場合であつて、月の初日から受けるとき以外のとき又は月の末日まで受けるときは、その歳費の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。

第五条 衆議院が解散されたときは、衆議院の議長、副議長及び議員は、解散された当月分までの歳費を受ける。

第九条 （同上）

2 前項の文書通信交通滞在費については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

（新設）

ければならない。

4| 各議院の議長は、収支報告書の提出を受けたときは、両議院の
議長が協議して定めるところにより、当該収支報告書を公開しな
ければならない。

(新設)

5| 前二項の規定により両議院の議長が協議して定めるに当たつて
は、文書通信交通滞在費の使途の透明性の確保に努めるものとす
る。

(新設)

6| 各議院の議長、副議長及び議員は、その年において支給を受け
た文書通信交通滞在費の総額から、その年において文書通信交通
滞在費を充てた支出の総額を控除して残余があるときは、両議院
の議長が協議して定めるところにより、当該残余の額に相当する
額の文書通信交通滞在費を返還しなければならない。

(新設)

第十一条 第三条から第六条までの規定は文書通信交通滞在費につ
いて、第九条第二項の規定は第八条の二の議会雑費並びに前条第
一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。この場合におい
て、第四条第二項中「当月分」とあるのは「日」と、第四条の二中
「第二条、第三条、前条第一項又は次条」とあるのは「第十一条に
おいて準用する第三条、前条又は次条」と読み替えるものとする。

第十一条 第三条から第六条まで（第四条の二を除く。）の規定は第
九条の文書通信交通滞在費について、第九条第二項の規定は第八
条の二の議会雑費並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券につ
いて準用する。この場合において、第三条及び第四条第一項中「日」
とあるのは、「当月分」と読み替えるものとする。